　非常勤補助員の一般職化に伴う労働条件の改善に関する項目

　非常勤職員の待遇については、これまで、常勤職員に準じた賃金・報酬の改定等、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところ。

今後とも、非常勤職員の待遇については、府の財政状況等を踏まえつつ、国や他府県の状況等も見極めながら、適切な対応に努めていきたい。

一般職化に伴い非常勤補助員の報酬を地公法に基づく給料表の適用に関する項目

本提案は、非常勤補助員を特別職から地方公務員法第１７条に基づく一般職の地方公務員に位置付けを変更するもので、常勤職員に変更するものではなく、常勤職員の給料表を適用することは困難。

非常勤補助員の勤務条件悪化となる一般職化の撤回等に関する項目

大阪府では、非常勤職員の任用根拠の変更等について検討を進めてきたところであり、府立学校の非常勤補助員に関して、職務の内容、勤務形態等について任用の実態に照らし合わせた結果、その内容が補助的・定型的であるとの判断に至ったことから、その任用根拠を地方公務員法第17条に変更し、一般職の地方公務員に位置付けを変更することとした。

今回、任用根拠を見直しにあたり、勤務条件に関わる事項について所要の協議を行っているところ。

現に雇用されている非常勤補助員の不利益取り扱いに関する項目

非常勤補助員については、あらかじめ定められた任用期間が満了した場合、年度ごとに新たな選考手続を経て、非常勤補助員に任用されるのであり、前年度の任用が更新されるものではない。

非常勤補助員の任用に当たっては、引き続き、適切な選考による任用に努めていく。